

千葉市立海浜病院新病院建設に伴う移転業務委託プロポーザル募集要項

1 趣旨

この募集要項は、千葉市立海浜病院（以下「現病院」という。）から現在建設中の（仮称）千葉市立幕張海浜病院（以下「新病院」という。）への移転に伴う各種計画の立案、進行管理、入院患者移送、医療機器・什器・薬品・カルテ・書類・その他物品の移送等を支援する業務（以下「移転業務」という。）の事業者として、優先的に契約交渉を行う者を選定するための必要な事項を定めるもの。

2 移転業務の概要

(1) 業務名称

千葉市立海浜病院 新病院建設に伴う移転業務委託

(2) 業務内容

「千葉市立海浜病院 新病院建設に伴う移転業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行場所

ア 移送元

現病院（千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号）

市役所本庁舎（千葉市中央区千葉港1番1号）

旧幸町第二小学校（千葉市美浜区幸町2丁目9-4）※什器

その他、発注者である千葉市（以下「発注者」という。）が指定する場所

イ 移送先

新病院（千葉市美浜区若葉3丁目1番27、41号の一部）

キーペックス八街センター（山武市下布田384）※書類

その他、発注者が指定する場所

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

ただし、履行期間の終期について、特に必要がある場合は、発注者と受注者が別途協議の上、定めるものとする。

(5) 移転期間

当該履行期間のうち、本市が指定する期間とする。

3 提案上限額

181,060,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 スケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは次のとおり予定する。ただし、受付等については、日曜日、土曜日及び休日を除く、午前9時30分から午後4時30分までとする。郵送による場合は午後5時00分までとする。

	内容	日程（すべて令和7年）
①	プロポーザル手続開始の公表及び公表に伴う書式のダウンロード	8月19日（火）
②	参加表明書及び現場見学申込の提出期限	9月1日（月）
③	参加資格確認結果通知及びヒアリング実施通知（発送期限）	9月5日（金）

④	質問の受付期間	9月8日(月)～9月16日(火)
⑤	現場見学会	9月10日(水)、9月11日(木)
⑥	質問への回答(期限)	9月22日(月)
⑦	企画提案書の提出期限	9月26日(金)
⑧	プレゼンテーション及びヒアリング	10月中旬
⑨	選定結果通知及び公表	プレゼンテーション後に通知する。
⑩	見積徴取及び契約締結	11月上旬

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 令和2年4月以降に、200床以上の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院をいう。)の移転業務の元請として履行実績を有すること。
- (3) 移転計画業務、建物養生業務、入院患者搬送業務、物品搬送業務、搬入管理業務について、一括契約が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の企画提案書提出前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていない者
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を参加申込受付期限の日から企画提案書の提出期限の日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

6 仕様書等について

令和7年8月19日(火)から「16 契約事務担当課」において交付する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

7 参加表明書の提出

(1) 留意事項

「4 スケジュール」に記載の期間内に「16 契約事務担当課」まで持参または郵送により提出すること。

本プロポーザルに参加する者は、以下のとおり必要書類を1部提出すること。

(2) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 提案者の概要(様式第2号)
- ウ 事業実績調書(様式第3号)
- エ 実績を証するもの(契約書等の写し)
- オ 誓約書(様式第4号の1、4号の2)
- カ 直近3か年の決算報告書の写し(任意様式)

キ 令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿の登録を証明する資料
登録申請中の場合においては登録申請完了画面スクリーンショット等

8 質問及び回答

(1) 留意事項

ア 「4 スケジュール」に記載の期間内に「16 契約事務担当課」まで電子メールにより質問書(様式第5号)を提出すること。(電子メール送付の後電話連絡をすること。)

イ 口頭による質問は不可とする。

(2) 質問に対する回答

「4 スケジュール」により、当該質問書受付期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全参加者に対して電子メールで回答する。なお、質問書に対する回答内容は、本要項、その他関係書類の修正とみなすものとする。

9 現病院見学会

(1) 留意事項

ア 見学を希望する場合は、見学申込書(任意様式)に出席者と連絡先及び主な見学視点を記入し、「4 スケジュール」に記載の期間内に「16 契約事務担当課」まで「7 参加表明書(2) 提出書類」と併せて提出すること。ただし、出席者は各社2名以内とする。

イ 現場見学会は、参加資格が認められた場合にのみ実施とする。

(2) 見学場所

現病院(千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号)

※新病院は建設工事のため見学不可

10 企画提案書等の提出

(1) 留意事項

ア 「4 スケジュール」に記載の期間内に、紙(正本:押印したもの)及び電子データ(MicrosoftWord形式、Microsoft Excel形式又はPDF形式)を記録したCD-ROM(又はDVD-ROM)を各1部作成し、「16 契約事務担当課」まで郵送または持参とする。郵送する際には、封筒表面に「千葉市立海浜病院新病院建設に伴う移転業務委託企画提案書 在中」と朱書きし、簡易書留の扱いとすること。なお、事故等による未着について、発注者は責任を負わない。また、紙の企画提案書については、副本として8部作成し、正本・副本ともに容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお企画提案書内の(様式第6号)を除く各様式には会社名を記載しないこと。

イ 提出後は、参加者の申し出による訂正、追加、差し替え及び再提出を認めない。

(2) 提出書類

ア 企画提案書(様式第6号)

※「様式第6号」を表紙とし、A4用紙20ページを限度に提案するものとし、A3用紙を使用する場合には、1ページにつきA4用紙2ページとして扱う。なお、その内容については「採点表」に示す「評価の視点」を確認の上で記載すること。

イ 建物養生範囲想定図+イメージ画像(新病院)(任意様式)

ウ 委託料見積提案書(様式第7号)

エ 見積内訳書(任意様式)

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション・ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、参加者数確定後に通知する。

12 企画提案書提出者の評価基準

(1) 企画提案書提出者の評価基準

別紙「評価表」のとおり

13 事業者の選定

(1) 選定委員会

企画提案の特定に係る審査は、千葉市立海浜病院新病院建設に伴う移転業務委託事業者選定委員会で行う。

(2) 優先交渉権者・次点者の決定方法

ア 委員の評価点の合計が最も高い提案者に優先交渉権を与え、その次に評価点が高い提案者を次点者とする。

イ 委員の評価点の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、以下の順に優先交渉権者を決定する。

(ア) 「患者移送業務」の評価点が高い提案者

(イ) 「物品移設業務」の評価点が高い提案者

(ウ) 「委託料」の評価点が高い提案者

(エ) 上記においても決定しない場合は、委員会の議による。

ウ 次点者となる提案者が複数あった場合は、上記イを準用して決定する。

(3) 価格評価方法について（記載する金額は全て消費税及び地方消費税相当額込み）

ア 参考価格

181,060,000円

イ 評価に用いる価格について

提案価格に基づき評価点を算出し、その方法は下記のとおりとする。

(ア) 上限価格 181,060,000円

(イ) 最低価格 120,710,000円

ウ 評価点の算出方法

提案価格の点数は、提案者より提出された企画提案書のうち、委託料見積書（様式第7号）に記載された提案価格を用い、下記算式により評価点を計算する。

(ア) 提案価格が最低価格未満の場合：失格

(イ) 提案価格が最低価格以上の場合：

$$\left(\frac{\text{上限価格} - \text{見積金額}}{\text{上限価格} - \text{最低価格}} \right) \times 30 \text{点} = \text{評価点}$$

※小数第二位で四捨五入

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、プレゼンテーション後速やかに、参加者全員に書面により通知する。また、優先交渉権者及び次点者については参加者名及び点数を、優先交渉権者及び次点者以外の参加者については点数のみを、プレゼンテーション後速やかに、本市ホームページに掲載する。

14 契約方法

(1) 契約の締結

ア 優先交渉権者の決定後、優先交渉権者からの企画提案に基づき、仕様書の内容について協議を行う。

イ 仕様書の内容について双方が合意した後、優先交渉権者から見積を徴取し、業務委託料上限額の範囲内で随意契約により契約を締結する。ただし、想定移転物量等に変更がある場合は、双方協議の上、契約金額を増減することができるものとする。

ウ 上記の交渉が不成立の場合には、本市は順次、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする。

(3) 契約書の作成

契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 支払条件

完了払い

15 その他

(1) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次の条件に該当すると判断された場合には、失格とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 参加表明書もしくは企画提案書に虚偽の記載をし、あるいはその他不正の行為があった場合

キ 追加として提出されたもの及び修正として提出されたもの

ク 提出者が委員会の委員に不当な働きかけを行った場合

(2) 非選定及び非特定理由の説明

企画提案書の提出者として選定されなかった者及び企画提案書を提出した者のうち、企画提案を特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(3) 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。この場合、企画提案書等の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、選定委員会の議によりその者を「優先交渉権者」として選定することが出来る。

(4) 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、速やかに担当部局に辞退届（様式第8号）を提出すること。

(5) 書類等の授受について

ア 「16 契約事務担当課」の受信の都合上、ファイルは5MBを限度として作成し、これを超えるときは分割して送信すること。

イ 「16 契約事務担当課」からの発信は、Eメールによる送信及びホームページからのダウンロードを併用する。

ウ Eメール送信後は「16 契約事務担当課」に電話にてその着信を確認すること。

エ データはPDF化して提出すること。ただし、別に「16 契約事務担当課」から指示ある場合はこの限りではない。

オ 要求された内容以外の資料については受理しない。

(6) その他

ア 参加表明書、企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用の支払いは行わない。

イ 企画提案書の内容から提出者名が判別できる表現を使用しないこと。

ウ 参加表明書及び企画提案書の提出後の差替え及び再提出は、発注者から提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、できない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の企画者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更できない。

エ 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。

オ 提出された参加表明書及び企画提案書は、企画提案の提出者の選定及び企画提案の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

16 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟6階

千葉市病院局経営企画課総務班

電話 043-245-5749

電子メール kikaku.H0@city.chiba.lg.jp

ホームページ <https://www.city.chiba.jp/byoin/index.html>

17 その他連絡先

その他不明な点については、本市と協議の上、実施すること。

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟4階

千葉市病院局経営企画課開院準備班

電話 043-245-5741

電子メール shinbyouin@city.chiba.lg.jp